

# 野焼き(ごみ焼却, 枯草焼却) による火災に注意!!

大崎地域では、4月に入り野焼き(ごみ焼却, 枯草焼却)に伴う火災が4件発生しています。空気が乾燥していたり風が強い日は、山火事などになる恐れもありますので、野焼きを行わないようお願いします。

なお、適正な焼却施設以外で、家庭ごみや剪定した枝・枯草などを焼却することは法律で禁止されています。

焼却中はその場を離れず、水バケツや消火器の準備をお願いします。

※ 下記の内容は全てごみ焼却及び枯草焼却によるものです。

-  1 休耕田及び堤防の法面の下草焼損。
-  2 自宅周辺枯れ草焼損。
-  3 林野火災。下草及び雑木林が焼損。
-  4 下草焼損及びビニールハウス焼損。



※ 例外的に認められる野焼きについて、規模が大きい場合等、火災予防条例に基づき届出をしましょう。詳しくは最寄りの消防署へご相談ください。

OSAKI  
安心・安全を届ける

火の用心